

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成27年5月25日
【会社名】	マックスバリュ中部株式会社
【英訳名】	MAXVALU CHUBU CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 芳 知
【本店の所在の場所】	名古屋市中区錦一丁目18番22号
【電話番号】	052(857)0721(直)
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員管理・総合企画本部長 望 月 俊 二
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区錦一丁目18番22号
【電話番号】	052(857)0721(直)
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員管理・総合企画本部長 望 月 俊 二
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番22号)

1【提出理由】

平成27年5月22日開催の当社第42期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年5月22日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金12円 総額380,006,496円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年5月25日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 100,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 100,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」が平成27年5月1日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されました。これに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第26条及び第34条の規定の一部を変更するものであります。なお、変更案第25条（取締役の責任免除）の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
2. 当社は剰余金の配当等を株主総会決議により行ってまいりましたが、機動的な配当政策及び資本政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とするため変更案第35条を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）を削除するとともに条数を繰り上げる等、所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、鈴木芳知、望月俊二、廣村 敦、小泉 覚、岡田邦和、作道政昭、内山一美、高島健一の各氏を選任するものであります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、清水良寛、米谷 直の各氏を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	250,528	314	0	(注) 1	可決 (87.39)
第2号議案 定款一部変更の件	246,571	4,119	0	(注) 2	可決 (86.01)
第3号議案 取締役8名選任の件					
鈴木芳知	250,447	243	0	(注) 3	可決 (87.37)
望月俊二	250,452	238	0		可決 (87.37)
廣村 敦	250,453	237	0		可決 (87.37)
小泉 覚	250,459	231	0		可決 (87.37)
岡田邦和	250,453	237	0		可決 (87.37)
作道政昭	250,405	285	0		可決 (87.35)
内山一美	250,401	289	0		可決 (87.35)
高島健一	250,407	283	0		可決 (87.35)
第4号議案 監査役2名選任の件					
清水良寛	250,505	185	0	(注) 3	可決 (87.39)
米谷 直	246,637	4,053	0		可決 (86.04)

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。